

第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会議事録

(事務局)

これより第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会を始めさせていただきます。
まず、はじめに琵琶湖環境部部長の石河より一言御挨拶申し上げます。

(座長)

皆さまこんにちは。滋賀県琵琶湖環境部長の石河です。

第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、年末の何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆さまには日ごろより本県の環境行政に御理解、御協力を賜っておりまして重ねて御礼申し上げます。

8月に開催させていただいた第1回の会議では、建築物解体等工事の現場での声など様々なご意見をいただきまして、第2回の本懇話会で議論すべき主な論点を1つは、【新制度（改正法等）の効果的な周知とその対応策】、もう1つは【有資格者の増加に向けた対応策】という2項目に絞らせていただいたところです。

改正法等の効果的な周知の方法につきましては、県の方で、引き続き検討をしており、周知・啓発についてはできる事から進めているところです。今回の懇話会では、現在の状況を説明させていただき、ご意見をいただきたいと考えております。

また、有資格者の増加に向けた対応策につきましては、資格の認定を行う講習機関が県内でも2機関認定され、来年1月以降に順次講習会が開催されるとお聞きしています。

これを契機に県内における有資格者数が増加していく、そのスピードが上がることを期待しているところです。

今回は、こうした状況の変化も踏まえた上で、今後、県が取り組むべき事項についてご意見をいただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、現状や課題について率直なご意見をお聞かせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

簡単ではございますが開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本日の会議は前回と同じく傍聴可能となっております。現在のところはいらっしゃいませんが、途中で入って来られるかもしれませんのでよろしくお願ひいたします。

次に、資料の確認ですが、まず次第、次に次第裏面に記載しておりますとおり、次第、配席図、資料1、参考資料1-1から1-8、資料2、参考資料2-1、それから前回第1回懇話会の議事概要および議事録をお配りしてございます。

お手元の資料に不足がありましたら、進行途中でも結構ですでお申し出ください。

第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会議事録

次に会議の進行になりますが、滋賀県建築物石綿対策懇話会設置要綱第2条第2項の規定により、座長は滋賀県琵琶湖環境部長が務めることになっており、座長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(座長)

それでは、議事を始めさせていただきます。冒頭のあいさつでお話したとおり、「改正法等の効果的な周知とその対応策について」と「有資格者の増加に向けた対応策について」話を進めて行くこととなっております。

本日は、この2点を議題の中心に話を進めていきたいと考えておりますが、令和4年4月からの事前調査結果の報告制度の施行に向けた状況等についても共有させていただきたいと思います。

それでは、まず議題1「改正法等の効果的な周知とその対応策について」、事務局から説明をお願いします。

また、滋賀労働局の喜瀬委員からも滋賀労働局さんの取り組み状況をご説明いただけるということでございます。後ほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

資料1「改正法等の効果的な周知とその対応策」について事務局より説明

(座長)

はい、引き続き喜瀬委員よろしくお願いいたします。

(喜瀬委員)

参考資料 1-8「改正石綿障害予防規則に係る自主点検表」について滋賀労働局より説明

(座長)

はい、ありがとうございました。只今の説明を踏まえて、各委員の皆さまからご意見御質問をいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

特に内容を限定していません、只今、県の方から、それから、労働局さんから説明がありました内容につきまして何か思い当たることはございませんでしょうか。はいどうぞ。

(喜瀬委員)

石綿対策については、解体業者であるとか、改修業者であるとか、そういった業種のところに新しい制度を周知していかなければならないのですけれど、産業廃棄物処理業者というか、リサイクル関係の事業者について、解体・改修工事が終わった後に出る産

業廃棄物に石綿が含まれているということに対する知識が従業員に無い、また、集積場があった場合に近隣住民があまり知らないのではないかという話をチラッと聞きまして、そういったことに関しては、労働行政の所管から離れてしまうのですが、環境省の関係なのか、県庁さんではどういう部署が対応されているのでしょうか。

(座長)

どうぞ。

(事務局)

ありがとうございます。

琵琶湖環境部循環社会推進課廃棄物対策室の明石と申します。

今回の大きな大気汚染防止法の改正を受けまして、廃棄物処理法、環境省で所管されている廃掃法が従来からあります。

その中で、大気汚染防止法の改正を受け、廃掃法の方は改正を受けていません。ということかと言いますと、元々L1、L2、L3と区分がありましてですね。L1、L2は特管としての廃石綿等、L3に関しましては、スレート波板等ですね。これは石綿含有産業廃棄物ということで規制を受けていまして、それぞれ破碎等の中間処理を挟まずに、それぞれコンポートをして、最終処分場の方に、もしくは再生利用の方、ほとんど熔融処理とかですね、持って行き先は少ないのですが、そういったところに直送するようというルールが決まっております。

したがって、破碎という前提がありませんので、保管場所で飛散が問題になるということはありませんし、大防法改正の前後で廃掃法の処理基準等のルールには改正がなく、従前からそういったルールで動いています。そういったことは、産業廃棄物処理業許可業者であれば、皆さんご存じだと思っておりますし、苦情等も特段聞いておりません。それから、石綿含有廃棄物等処理マニュアルという環境省のマニュアルが出ていまして、それがこの大防法の改正を受けて、今年の3月に若干改正はされています。それは今回の大防法改正を受けたものです。例えば、石綿含有仕上げ塗材に関しては、L3だけでも二重梱包して排出するということになりました。石綿含有産業廃棄物というカテゴリーは変わりませんが、その二重梱包されて排出されるものを収集運搬業者の方はそのまま最終処分等の方に持っていくということになっています。そういったことは個別に、窓口で3月以降対応してきているという状況でございます。

(喜瀬委員)

ありがとうございました。

(座長)

他にいかがでしょうか。

八田委員、いかがでしょうか。

(八田委員)

今日のテーマの周知という部分なのですけれど、私の会社の方に1名は有資格者っていうものを育成しようという中で、県内の講習会に申し込んでおいた状況ですが、すぐにいっぱいになってしまった。

そういった状況の中で、今般、兵庫県の方に1名受講しに行くような状況もあるのですけれど、やっぱりその辺の部分の対応というのか、ニーズはものすごくあるわけですから、資格認定の講習会、または資格要件に係る講習というところを充実していくことが、何よりも資格者を多く育てるという対応じゃないかと思います。あと、現場ということでは、私の会社の現場監督の者が講習を受けに行くということで、まさに直に業務に携わる者が行くのですけれども、実際のところ、資格者の仕事ということがはっきりと見えていない。実際の石綿が施工されている部分の確認と、あと最終的な石綿が除去された部分の確認ということ等、諸々を含めて、やはり、仕事内容(有資格者の役割)がはっきりと見えていない。

ただ、とりあえず今は、法改正があり、資格が必要になったという形の周知になっています。もう少し、具体的な事(有資格者の役割)についても、周知いただければと思います。

(座長)

谷口委員いかがでしょうか。

(谷口委員)

気になったのがパトロールですね。立入の時、パトロールされた時に、看板掲示が無かったところというのが、まあまああったということで、4割ぐらいですかね。

滋賀県さんや大津市さんとして、事前調査の看板とかを利用できるようなものをもっとこう、今、滋賀県さんのホームページでもワード形式でダウンロードできるのがあるのですけれど、かなり入り組んだところにあって、たぶん南部環境事務所さんのページかどこかにあるのですけれど、そこまで探さないと出てこないという状況だと思います。それについて、例えば事前調査にはこういう物が必要ですよと、石綿について調べた時にホームページの一番初めに表示される場所に事前調査の看板の様式をワード形式とかエクセル形式とかファイルがすぐダウンロードできて、活用できるような状況にしていただけたら、もうちょっと看板についての周知とか、作成が容易になるのかなと思います。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会議事録

(座長)

事務局からどうぞですか。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘の事項については、確かに今お聞きして、あった方が良かったと思います。

ホームページは、改正の関係で順次更新、充実をさせていただいているのですが、そういう視点での対応は現時点ではありませんので、なるべく早めに対応させていただけたらと思います。

(座長)

はい、ありがとうございます。

樋口委員、何かございますか。

(樋口委員)

今までの説明のところでは特にありません。

(座長)

では、橋本委員、いかがでしょうか

(橋本委員)

1点発言させていただきます。立入調査のところ、継続してこれだけのことをしていただいているのはすごく良いことだなと思っております。

また、民間委託のパトロール調査も実施されていまして、こういうことが滋賀県において、通常の流れになっていけば、アスベストに対しても認知度が上がるのではないかと思います。

(座長)

はい、ありがとうございます。

高木委員、大津市さんの立場でいかがでしょうか。

(高木委員)

すみません、周知の方は、コロナのこともあって、また、予算が確保できなかったこともあって、県さんに精力的に対応いただいております、すごく感謝しているところです。本市としては窓口等での対応をしっかりしていきたいと考えております。

あと、ホームページの方も早急に検討させていただきまして、これに関わらず、行政

のホームページは見にくいとのご指摘もいただいているので、なるべく見やすい形になるようにさせていただきたいと思います。

(座長)

ありがとうございます。他に何か。
事務局から補足はありますか。

(事務局)

先ほどの看板の件についてですが、ホームページの構成自体もだんだん内容を充実していく中で、長くなってきています。加えて、令和4年4月1日から新しい制度も始まりますので、その辺りも踏まえて対応させていただきたいと思っております。

(座長)

はい、それでは、周知については、引き続き色々な取り組みをしていきたいと思えます。

それでは、続いて、議題の2つ目「有資格者の増加に向けた対応策について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2「有資格者の増加に向けた対応策」について事務局より説明

(座長)

ただ今の説明を踏まえまして、委員の皆さまからご意見、御質問を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

(事務局)

少しだけ補足させていただきます。先にも御説明ありましたけれども、建設災害防止協会さんと労働基準協会さんに直接話を聞かせていただいた中で、講習会の開催回数がもう少し増やせないのかという話をさせていただきました。

基本的に律速になるのは、前回喜瀬委員の方からもお話がありましたように、(講習会の)講師が確保できないためとのことでした。現在の講習会の開催見込みは、確保できた講師の状況を踏まえてのものですが、講師養成のための講習があり、その講習を受講してくださる方が確保できたら、もう少し講習会の開催回数が増やせるかも知れないとのことでした。

県内でも近隣府県でもこういった講師の数が増えてくれば県内や近隣府県でも講習

会の回数が増え、有資格者のさらなる増加が見込めるのではないかと考えています。

もう1点補足させていただきます。

先ほどの参考資料2の1の登録講習機関の一覧をご覧ください。

過去から資格者講習をやっているのが、54番の日本環境衛生センターさんで、全国各地で幅広く講習会を開催しておられます。さらに55番の日本環境科学対策センターさんは、後発にはなりますけれども、やはりこちらも昨年度から全国的に講習会を開催しておられます。これらの機関について、開催回数がもう少し増えたりしないかなと思っております。

講習会開催に関しては、一定のルールがあったと思いますけれども、ウェブを活用した方法や大会場での対応というのも活用できれば、もう少し、この数の枠よりも増えていく見込みがないかなと期待しています。

見込みばかりで非常に申し訳ないところですが、補足させていただきました。

(座長)

はい、今の補足も含めまして、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(谷口委員)

この開催予定の表を踏まえまして、労働基準協会さんが2月に開催される講習会も60名と記載されているところ70名弱とかに若干増やしていただく対応をさせていただいて、もう少しは増えるとは思うのですけれど。

その、令和4年度時点において、滋賀県で、今現時点で開催される予定では、この600名、700名ということですよ。

で、先ほど資料1の時におっしゃられていたのが、多分いろいろ重複はあると思いますが、約3600者、解体工業が可能な業種ということでは。

ということは、国が今言われていると先ほど説明があったのが、法施行の時には、1社1名程度という形には、明らかにまだ足りないと思うのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。あの、絶望的な状況からは、増えてきているというのはよくよく感じているのですがどのようにお考えでしょうか。

あと、解体工事業協会としましては、先ほどお話に出ていました日本環境衛生センターさんとタイアップさせていただいて、2月2日から浜大津の方で講習会を開催させていただく予定をしています。参加は、まずは会員さん向けですので、解体工事業協会の会員に入られているところを最優先でさせていただくという形でいます。協会に入られている会員様だけに今案内が行っている状態でございます。その辺に関しては、解体工事業協会の協会員とすれば、多分1社1名程度っていうのはすぐに確保できると思うのですけれど、その他の業者さんというのは、まだまだこの状態だと、講習会を受けたく

でも全然受けられない。この前の建災防さんの1月の講習会の申し込みが、すごい勢いで受付終了になり、最後は抽選だったとお聞きしているところ。そういったところで、もう少し講習会の開催を増やしていただけるような動きとか、今のところは無いのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。まずは、建設災害防止協会さんの講習会の方についての情報提供ありがとうございます。

基本的に有資格者の認定につきましては、県の方で認定をするものではありませんので、先ほど自主的に日本環境衛生センターさんとタイアップという話をされていましたが、けれども、そういう対応をして頂いて非常にありがたいなと思っております。

前回の当懇話会の中では、行政機関がそのような橋渡しの役割をすることについて検討の余地があるという主旨の話をさせていただきましたが、登録講習機関とのタイアップは現実的な対応の1つかなと思っております。

また、県としてできることは、制度をつくられた環境省に対し、こういう実情があるということをしっかり伝えていくということが必要だと思っております。既に対応している部分もありますが、制度が施行された状況を踏まえて、改めて状況を伝えていく必要があると思っております。

県の立場では、具体的な対応は、難しいところがありますけれど、できるところはしっかり対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(座長)

はい、他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(喜瀬委員)

今、お話いただきました資格者講習の増については、制度を所管している厚生労働省の方に大きな責任がございますので、厚生労働省本省の方からもいろいろアプローチをして、この建設業協会さん、建災防さんであるとか、労働基準協会さんの方に色々お願いしています。

今、講習会の数を増やすということをやっているのですけれども一番のネックは講師の確保が難しいというところなので、人材を探すということも含めて、中央からの情報を元に、建災防さんであるとか労働基準協会さんであるとかと連携しながら、色々な方策を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

(座長)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと喜瀬委員大変申し訳ないのですが、私からちょっとお聞きしたいことがあります。

先ほど、この資格を持っている人について、ホームページで公表されている機関が限られているので、どれだけ資格を持っている人がいるのかがわからなくなっているという話を事務局からさせていただいたのですが、これは、国の3省でされている講習ということで、国の方でその数、個々の名前ではないのですけれど、数をとりまとめて公表されるようなことはされないのでしょうか。

(喜瀬委員)

すみません。現在、国家資格を持っている人間が何名いるかということでしょうか。

(座長)

具体的に人はわからなくても数だけでも、どれだけ増えているかというイメージが持てたらと思うのですけれど。そういうことをされる予定はどうでしょうか。

(喜瀬委員)

特段そういった話を聞いたことはないのですけれども。ただ、国家資格である以上は、システムの数はわかるはずだと思います。氏名は個人情報なのでどうかと思いますが、数は別に（支障ないと思います）。ただ、弁護士資格を持っている人が何人とか医師資格を持っている人が何人とかはすぐに分かるのですけれど、これは現在進行中で、今全国各地で講習をしている関係上、今すぐの状況を出せないということではないかなと（思います）。資格者数あるいは、都道府県別に何人いるかという情報は把握しようと思えばできると思います。

(座長)

あのもし可能であれば、よろしくお願いします。

(喜瀬委員)

厚生労働省本省の方にも問い合わせさせていただこうと思います。

(座長)

あといかがでしょうか。

八田委員いかがでしょうか。

(八田委員)

4月1日から実施されようとしている事前調査結果の電子報告の部分について、準備期間が非常に短い中で、書き込んだ部分で不備とかがあった場合はどのようにしたらよいのでしょうか。

ユーザーテストがあるのですけれど、例えば、(事前調査結果報告書を)作りまして、作ったものを報告しました、報告したものを評価してもらおうということになるのかと思うのですが、間違いであるとかの内容の精査の部分は何らかの形で連絡してもらえるのでしょうか。

(座長)

記載内容のチェックということでしょうか。

(八田委員)

そうですね。

(事務局)

事前調査結果報告の記載内容につきましては、システム上、必ず記載しないといけないう必須事項というのがあって、そこに記載していないと、次に進めない仕様になるということをお聞きしております。

また、工事全体として石綿含有の建材があるかないかというのをチェックしていただくというように報告自体は簡単な内容になっています。ただ、この報告システムに入るとか、gBizID という別のシステムに登録するということで、少し手続きがわかりにくいという状況になっているのかなと思っています。

詳細につきましては、実はまだ不明な部分もあります。1月に実施されるユーザーテストなどにご参加いただきながら、実際に使い勝手を確認いただければと思います。意見を言えるタイミングでもありますので、ぜひ参加いただけたらなと思っています、各団体さんに是非とも参加してくださいという形での周知をさせていただいたという状況でございます。

(事務局)

電子報告システムの内容については、今申し上げたように、そのユーザーテストなりで明らかになるのですが、一応、法律に基づく報告の内容ということになるので、そういうことであれば、お手元の資料の参考資料1-6ですね。

こちらの資料の3ページ、4ページの方に大気汚染防止法に基づく、報告書の様式があるので、基本的にこれが書類で提出する時の報告様式になっています。

これと電子が若干ずれていたとしても、著しくずれていたら同じ法律に基づく報告な

のということになるので、これがベースになるのだらうと思います。

ただ、今回の資料にはお付けしておりませんが、石綿障害予防規則でも電子で報告ができる形になっておるのですけれども、書類での報告の様式はこれとはちょっと違います。

要するに、内容的に同じところもあるけれども違うところもあるということになって、書類で提出いただく際にはややこしいことになるので、ぜひともいろいろな意味で電子報告システムを使っていただきたい。電子報告システムを使っていただければ、例えばネットショッピングみたいに必要項目が入力されていなければ次に進めないことになるので、とりあえず報告ができたなら必要な項目が埋まっているということになります。

慣れていただいたら電子報告システムの方が便利かなと思っておりますので、是非とも電子報告システムでお願いしたいということがあって、国の方も先ほどのユーザーテストみたいなもので、1回実際に試してみてくださいということになっているということかなと思っております。

この辺りについても、できる限り周知をさせていただきたいのですが、先にご説明させていただいたように、最初に事業者登録をしないといけないというそのハードルを超えてもらうという話がまず、ちょっと頑張ってもらいたいなと思っておるところです。我々の方もなるべくわかりやすいように頑張らせていただきます。

(座長)

あと、いかがでしょうか。

樋口委員いかがでしょうか。

(樋口委員)

はい、御説明いただいたのでだいたいわかったつもりなのですが、なかなかその有資格者にどんな人がなっているのかっていうことに対する把握が、まだ十分できていないというような説明だったので、そういうことができる時期になったら、早急にやった方がいいと思います。というのは、やはりこのシステムがそもそもどれだけ機能をしているのか、事前調査はしているけれども不備じゃないかということを確認する上でも、やはり有資格者が本当にそういう十分な経験を持った、そういう職業の方なのかということを確認することは大事ですし、その有資格者の中から、今度は指導する立場に立つ人というのも、また見つけていかなくちゃいけないのではないかというふうに思います。

そういった意味でも有資格者が実際どういった経歴を持っている人なのかというようなことの把握も必要なのかなという風に感じました。

後は、これは同じことを前の会議でも申し上げたのですが、今はまだそういうステップではないと思うのですが、そういう有資格者に対して、更にお互いの情報をうまく交換し合って、その技術を研鑽していくというような、そういう仕組み作り

というのも将来的には大事なのかなという風に思います。私からは以上です。

(座長)

はい、ありがとうございます。
橋本委員いかがでしょうか。

(橋本委員)

今後のことで滋賀県さんのお考えがあれば教えていただきたい。おそらく今のままいくと全国的にもそうですし、滋賀県的にもやはりある程度目標とされる数より有資格者は少ないだろうと思われそうですし、仮にそのような資格をお持ちになられたとしても、じゃあその業務に携われるかと言われるとそうでない方もいらっしゃると思いますと、対象の数というのはさらに低いように思っています。

行政さんの方で今後、所有物件を解体、改修するという工事の発注があった際の入札参加資格の中にこういう「建築物石綿含有建材調査者が会社に所属している」というような何か義務付けのようなことも提示されていくことになるのでしょうか。

それともこういう調査業務は建築物を解体する前の段階、石綿事前調査を何か違う形で業務として発注されるのか。そのあたりはどのようにお考えか、方針があればお教えいただきたい。

(座長)

事務局お願いします。

(事務局)

事務局には、解体等工事を発注する部署がありませんので、詳細については、なかなか申し上げられない状況です。申し訳ありません。

県の工事で事前調査を実施していないという状況は絶対に避けなければならないと思いますので、内部ではルールの周知を徹底させていただいているつもりです。

あと、実際に工事発注の中で不具合が生じている時には、当然、請負契約の中で直接お話しいただくことが通常ですが、制度を円滑に施行していかなければならない事務局の立場から対応をしていくことも可能ですので、その際は情報提供いただければ、担当部署にそういった声を伝えていくことも可能と思います。

(座長)

県の庁内でもこういうアスベスト問題の情報共有をやっておりますので、引き続き継続して、そのような問題や課題も共有したいと思います。

高木委員いかがでしょうか。

(高木委員)

大津市の方でも、(工事発注に係る対応については、)今の段階ではまだ決まってないという形になっております。

そして、これまでの感じからすると恐らく規模によっても違うのかなと。

工事の規模で大きな規模の解体だと事前に設計とかもしますので、そこではまず仕様書の中に書かせていただいてやっています。

小さな工事に仕様書というのは無いので、何回か条件を付けて発注していくという形になると思うのですが、ただ、制度がしっかりついたら、他のものと同じように発注の時に条件になってくるかもしれないですが、当初は手探りでという形になると思います。できるだけ早く体制を整えたいなと思っております。

以上です。

(座長)

あといかがでしょうか。

はい、どうぞ

(谷口委員)

先ほど八田建設さんからありました gBizID ですね。これは厚生労働省さんと環境省さんが主体でやっておられると思いますので、滋賀県さんに聞くのはちょっとどうかなと思ったので、先ほどは発言を控えさせていただいたのですけれど。

ログイン等の方法が、今後、緩和というか変わるというお話はご存知ないでしょうか。というのは、今これの登録をするのに、会社の情報を全部入れて、携帯電話でワンタイムパスワードの承認が必要となってくるのです。

また、ログインしようとする時、毎回毎回特定の携帯電話の方にワンタイムパスワードが、数字の何桁かのものがきます。例えば、会社でやろうっていうのはちょっと、合同で入力しようというのには、結構不向きな媒体なのかなっていう形が見受けられます。例えば、(gBizID に登録した)携帯電話を持っている人間が代表者の場合、常に代表者のところにワンタイムパスワードが、次から次へと送られてくるような形になってしまふ(※)。しかし、(電子報告システムに)入力するのはその社員ということになりますので、この辺は不都合が見受けられるような気がするのですけれど。

まあ、1月に1回、事前に、ユーザーテストをされる時までには、改善されていたらいかなというように思いはあったのですけれど。このあたりのことについては、ご存知ないですね。

※：後日、ワンタイムパスワードの送信先に係る対応方法について確認された。

(G Biz ID クイックマニュアル参照 <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)

(事務局)

電子報告システムについては、県に対して早めに詳細な情報提供がある状況ではない、というのが正直なところです。

しかし、事業者さんにご案内させていただく時、実際試させていただいたのですが、まずは法人番号を入れなければならないのですが、法人番号自体持っておらず、その時点で作業が止まってしまいました。

今のご質問の中で代表者にパスワードが送られてしまう話については、会社組織としての報告ですので、特定の方のところに送られるのは正しい面がある一方で、運用面から見ると、現実的ではない面も理解できます。

何か解決につながるご提案ができるわけではありませんが、機会があれば我々からも改善について提案を国にさせていただきますし、ユーザーサイドからも是非ご意見を言っていただければと思います。ご意見については、大多数の声として声を挙げていただいた方が、より強く伝わると思いますので、よろしくお願いします。

(座長)

ありがとうございます。

実際やはり使いやすいシステムであることが非常に大事だと思います。

はい、ありがとうございます。あと他にいかがでしょうか。

はいどうぞ。

(樋口委員)

すみません。興味があつてと言ったら失礼ですけれど、お聞きしたいです。講習の話が出ていますけれど、講習の後に試験をされて、それに合格すると、資格がもらえるということだと思うのですが、その試験っていうのは大体、講習を受けるとまず合格できるというレベルのものなのか、やはりそれはなかなか結構厳しくて、そういうことがちょっと障壁になって、(講習会受講を)ためらっておられる方がいるのか。ちょっとそこら辺、その試験っていうのは、難易度レベルだとどのくらいのものなのか。

(事務局)

県の方も職員が講習会を受けに行かせていただいております。

今年度も通常の講習会を受けた者と、環境省さんの事業で受けさせてもらった者と合わせて3名が合格させていただいたところです。

あの、問題を見させてもらいますと、やはり勉強しないとわからないです。我々、化学職という職種の職員が多いのですが、やはり建築の知識がないと難しい問題になっていますので、その辺りはしっかり準備した上で、臨まない合格は難しいかなと

思っております。

(樋口委員)

ということは、逆にその建築の知識がある。やはりそういう業種の方であれば、通常の、常識的な知識があれば受かる程度のものなのでしょうか。

(事務局)

基本的に、試験を受ける前の段階で受験資格がありますので、建設業の関係の業務に何年以上携わっているだとか、あと、行政でしたら行政経験が何年以上とか。

そういった一定のベースがある中で、やはり建築物等に使われる石綿関係の知識ということで、特殊な知識をオンするという事です。

資格には、いくつか種類がありますが、一番よく受講される資格については、2日間の講習の後、試験を受け、何点以上でしたら合格という形になっていたかと思います。そういう意味では、普段から建設業の關係に携わっていらっしゃるから合格するというわけではなくて、やはり建築物に使用される石綿に関する専門知識を身につける必要があると思っています。

(樋口委員)

やはりそれなりの準備が必要ということですね。

(事務局)

はい、合格率は7割くらいという話を聞いております。また、もし、不合格だったら試験だけ受けて合格すれば良いという話になっているので、再チャレンジの方もいらっしゃるということをお聞きしています。やはり一定のハードルはあるという形になりますね。

(樋口委員)

それはそうでしょうね。国家資格ですから。

(座長)

よろしいでしょうか。

(樋口委員)

はい

(座長)

他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(各委員から特に意見なし)

(座長)

ありがとうございます。

本日は「改正法等の効果的な周知とその対応策について」ということと、「有資格者の増加に向けた対応策について」、この2つを中心にご意見を伺いました。

今後も周知について、令和4年度からの報告義務の施行に向けて、さらに周知を進めていくこととしております。それからまた、県内で認定団体によって有資格者の講習が行われるとのことに対して、こういったことについてもご意見をいただいたところです。ありがとうございます。

来年度は、事前調査結果の報告制度が施行されるということですが、実際に制度を運用していく中で、現場では様々な課題も出てくることかと思いますが、個別具体的な課題は、この懇話会というよりも実際に実務に関係する方々と県とか大津市さんとか労働局さんとかとで意見交換しながら進めて行ければと考えております。

このため、この懇話会については、今年度限りとさせていただいておりますが、先日の議論と今回とで一旦とりまとめをさせていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

(各委員から異議はなし)

(座長)

よろしいですか。

それでは、この2回の懇話会のご意見をまとめさせていただくこととさせていただきます。また、次年度以降、新制度を運用していく中で、懇話会の皆様にご意見・ご助言をいただく必要が生じましたら、改めてこのような場を設定させていただくことも考えたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは本日の懇話会は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆さま、ご意見等ありがとうございました。

先ほど座長から話のありましたとおり、本懇話会でいただいたご意見についてはまとめを作成させていただきたいと考えております。

また、まとめについては、来年度以降の対応に生かしていきたいと考えております。

第2回滋賀県建築物石綿対策懇話会議事録

具体的には、事前調査結果の掲示の話等については、事業者さんに周知が行き届いていない状況で、厳しい罰則のような話の議論は難しいと考えていますので、できる限り対応していきたいと思います。

あと、県の発注工事における対応についても、庁内でしっかり情報共有していきたいと思います。

今回、まとめの内容につきましては、メール等でご確認いただく形になるかと思えます。

すみませんが、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは本日の懇話会はこれで終了とさせていただきます。

お忙しい中、ありがとうございました。

(事務局一同)

ありがとうございました。